

鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の教育・保育施設を対象に、専門家等による安全管理に係る現地指導(点検等を含む。)の実施に要する経費の一部に対し補助金を交付することにより、教育・保育施設における安全・安心に係る環境整備の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる施設を設置する者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとし、同表第5欄に定める額を限度額とする)以下とする。

なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、子育て・人財局長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2)規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、様式第3号を添付しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象施設	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
安全管理現地指導 支援事業	保育所、認定こども園、 地域型保育事業、届 出保育施設、幼稚園	専門家等(※1)による安全 管理に係る現地指導(※2) の実施に必要な賃金、謝金 、旅費、需用費(消耗品費、 会議費)、役務費(通信運 搬費等)、委託料等 (注)消費税及び地方消 費税並びに他の補助金で 支援を受ける経費につい ては、補助対象経費から 除く。	1/2	1施設あたり 12,000円

※1 「専門家等」とは、研究者、大学教授・講師、保育所等の安全管理を支援する団体の講師、遊具点検の専門技術者、嘱託医等をいう。

※2 補助対象となる現地指導内容(オンラインでの実施を含む。)は次のいずれかに該当するものとする。

- ・施設における事故防止のための動線・危険個所の点検・改善指導
- ・子どもの怪我やアナフィラキシー等の事故発生の予防や事故発生時の適切な対応に関する指導
- ・職員による遊具等の日常点検・管理、子どもが使用する際の注意点等に関する指導
- ・その他、安全管理に係る点検・指導 等

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業計画（報告）書

法人又は施設名： _____

1 事業内容

施設名 A	総事業費 B	寄付金その他の 収入（予定）額 C	差引額 (B - C) D	対象経費の実支 出（予定）額 (税抜き) E	補助率 F	補助基準額 (E × F) G	上限額 H	選定額 (G・Hのい ずれか少ない額) I
					1/2		12,000円	
					1/2		12,000円	
					1/2		12,000円	
合計					—			

(注1) 複数の施設を運営する法人が複数の施設で補助事業を実施した場合、法人で取りまとめのうえ、申請が可能。

その場合、A欄には、補助事業を実施した施設名を記入し、施設ごとに選定額（I欄）の計算を行うとともに、下部に合計欄を設けること。

(注2) B欄には、補助事業の実施に要する経費の総額を記入すること。

(注3) C欄には、鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金以外の収入がある場合にその金額を記入すること。

(注4) G欄で、対象経費の実支出（予定）額（E欄）に補助率（F欄）を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てた金額を記入すること。

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無 (いずれかに○をすること)	有 ・ 無	※「有」の場合は、以下の①～③の項目について記入すること。		
① 活用する補助金の名称		② 補助対象事業の内容		③ 当該補助金に関する問合せ先

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業収支予算（決算）書

法人又は施設名： _____

収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
県補助金		
自主財源		
合 計		

支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
合 計		

（注）複数の施設を運営する法人が複数の施設で補助事業を実施した場合、法人で取りまとめのうえ、申請が可能。その場合、本様式の提出は1枚で構わないこととする。

様式第3号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業計画（報告）内訳書

実施年月日	実施内容	経費
令和 年 月 日 ～ 月 日（ 日間）	(1) 施設名 (2) 住所（〒 — ） (3) 指導者の所属（職名）／氏名 (4) 指導内容 (5) 指導後の改善事項（※）	・〇〇 円 ・〇〇 円 ・〇〇 円 計 円
(備考)		

(※) 実績報告時に記載すること。

(注) 複数の施設を運営する法人が複数の施設で補助事業を実施した場合、法人で取りまとめのうえ、申請が可能。

なお、その場合においても、本様式については必ず施設ごとに作成すること。

<実績報告時の添付書類は以下のとおり>

- ・（別紙）口座振込依頼書
- ・対象経費の根拠となる書類（領収書の写し等）

第 号
令和 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

令和 年度鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった令和 年度鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金交付要綱（令和4年8月〇日付第 号子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。